

市民ネットワーク for TICAD 規約

2014 年 3 月 5 日制定

2015 年 5 月 12 日改正

2016 年 7 月 19 日改正

1. 名称

(1) 名称

本ネットワークの日本語名称を「市民ネットワーク for TICAD」、英語名称を「Japan Citizen's Network for TICAD」、フランス語名称を「Réseau Citoyen Japonais pour la TICAD」と定めます。本ネットワークの通称を「Afri-Can」、英語略称を「JCNT」、フランス語略称を「RCJT」と定めます。

(2) ロゴ 本ネットワークのロゴを以下のように定めます。



市民ネットワーク for TICAD
ロゴ(団体名日本語)



Japan Citizen's Network for TICAD
ロゴ(団体名英語)



Réseau Citoyen Japonais pour la TICAD
ロゴ(団体名フランス語)

2. 目的

(1) 目的及び事業

本ネットワークは、アフリカ開発会議（以下「TICAD」とします。）を真にアフリカの市民に役立つものにするを目的とし、以下の事業を行います。

- ・ 「第6回アフリカ開発会議」（TICADVI）に向けた政策提言
- ・ 多様なアクターの TICAD への参加を促進するための啓発活動、ネットワーク活動
- ・ 多様なアフリカの文化や現状、および、本ネットワークの活動を周知するためのイベントの開催ならびに広報活動
- ・ アフリカ市民社会とのネットワーク活動
- ・ 上記の活動に必要な計画立案／評価、渉外活動、及び資金調達

(2) その他の事項等

その他の事項や詳細な活動内容については、別途、ネットワークのビジョン、ミッション、行動計画、戦略等に定めます。

3. 活動期間と年度

本ネットワークの活動期間は、2014 年 3 月の設立総会時より第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD VII) 終了後の 2020 年 3 月末までとします。ここに定める活動期間後のネットワークの継続もしくは解散の決定については、2019 年度内に開催する定期会合にて正式に決定します。本ネットワークの事業年度は毎年 4 月 1 日に開始し、翌年 3 月 31 日に終了するものとします。

4. 本ネットワークの構成員

(1) 構成員

上記 2 に掲げた本ネットワークの目的に賛同し、事業に貢献する意思を持つ組織および個人は、本ネットワークの「会員」、および「サポーター」として参加することができます。会員としての参加にあたっては、別途定める登録申請書を提出し、世話人会の承認を得るものとします。

(2) 構成員のカテゴリー

会員およびサポーターは以下のカテゴリーに属するものとします。なお、新たなカテゴリーの設置については、世話人会がこれを決定するものとします。

A. 会員

- a) NGO（特定非営利活動法人、法人格のない市民団体、および NGO として活動している公益ないし一般財団法人・社団法人等）
- b) 個人（市民社会の TICAD への取り組みに貢献する意思を持つ個人で、会員ないしサポーターとして登録している NGO の役員もしくは有給職員を務めていない者）

B. サポーター

- a) NGO 以外の団体（営利法人、独立行政法人、NGO として活動していない公益ないし一般財団法人・社団法人・特殊法人・研究機関等）、および議決権を希望しない NGO
- b) 個人（広く市民社会の TICAD への取り組みを支援する意思を持つ個人）

(3) 設立当初の構成員

本ネットワーク設立当初の構成員については、別添の「設立当初メンバー名簿」に記します。

(4) 構成員の役割

会員およびサポーターは、以下の役割を負うこととします。

A. 会員

定期会合への参加、定期会合のファシリテーター業務、その他本ネットワークの活動への積極的な参加と貢献

B. サポーター

定期会合への参加、並びに本ネットワーク活動で行われる各種事業への参加、アドバイス、その他の方法での本ネットワークへの支援

(5) 退会および除名について

構成員は、本ネットワークを任意に退会することができます。この場合、別途定める「退会届」を世話人会に提出するものとします。また、以下の場合、世話人会はその議決により構成員を除名することができます。この場合、世話人会はその構成員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- a) 構成員が、本ネットワークの提起する活動、または団体の運営において、日本国の法令に違反したり、当該団体の本来の活動において、国際人権規約および関連する国際連合の人権条約等に違反した場合。
- b) 本ネットワークの提起する活動において、特定の政治的・宗教的もしくは営利的な目的の実現を本ネットワークや本ネットワークに参加する他の団体や個人に強要した場合。
- c) 本ネットワークの規約に違反する行為、本ネットワークの名誉を傷つける行為、もしくは本ネットワークの目的に反する行為をした場合。

5. 本ネットワークの意思決定機構

(1) 定期会合とファシリテーター

本ネットワークの意思決定機関として、「定期会合」を設置します。定期会合は、少なくとも2か月に1回開催するものとします。定期会合を円滑に行うために、毎回の定期会合において次回のファシリテーターを選出します。ファシリテーターは以下の役割を担うものとします。

- ・ 定期会合の司会進行

- ・ 定期会合のアジェンダ設定
- ・ 定期会合の出欠のとりまとめ
- ・ 必要に応じ、代表世話人、世話人会、その他関係する構成員との調整

(2) 役員を選出、年度事業報告、決算の承認、予算の決定を行う定期会合

4月～7月の間に開催する定期会合のうち、適切な時期に開催される会合1回を選んで、本ネットワークの役員を選出、年度事業報告、決算の承認、予算の決定を行います。

(3) 定期会合での議決

定期会合での意思決定は最大限、合意の形成により行うものとしますが、以下の場合には、議決権を有する構成員による採決を行うものとします。定期会合での採決は会員の3分の1以上が出席している場合に行うことができ、参加会員の過半数の賛成を以て可決されるものとします。なお、NGO会員については、複数の会員を有する組織を代表して意思決定を行うものであることから、NGO会員の票については、個人会員の2倍の価値を有するものとし、採決においてはNGO会員の票数に2を乗じて計算するものとします。

- 世話人の選出
- 事業報告・決算および翌年度の事業計画・予算の採決
- 定期会合において、合意形成による決定が困難であり採決が必要と認められた場合

6. 本ネットワークの役員および機関

(1) 世話人および代表世話人

本ネットワークの運営を円滑に行うために、会員の中から互選により、3名以上7名以内の世話人を選出し、世話人会を設置します。世話人会は互選により、代表世話人を1～2名選出することができます。代表世話人を置く場合は代表世話人が、また、置かない場合は世話人が連帯して、ネットワークの代表権を持ちます。世話人の任期は2年とし、5(2)に定める定期会合にて選出するものとし、再任を妨げません。**ただし、やむを得ない事情がある場合は1年の任期とすることを認めます。**世話人会および代表世話人の役割は以下の通りです。

- ・ ネットワークの円滑な運営
- ・ 戦略・計画等の策定、実施、評価の管理
- ・ ネットワークの構成員に対する連絡・調整
- ・ 日本国内における渉外業務
- ・ 国際機関やアフリカ他海外の市民社会組織との公式の連絡・調整

(2) 世話人の選出

世話人は5(2)に定める定期会合において、世話人に立候補しようとする者を募り、会合において互選によりこれを選出します。立候補者が7名以上いる場合は投票を行い、得票数の多い順に7名を選出します。また、立候補者が7名以下の場合は信任投票を行い、過半数の信任を得た者を世話人とします。立候補者が1名の場合は、拍手による信任を行うことを可とします。非改選の世話人と立候補者の合計が8名以上いる場合は、立候補者に対して投票を行い、得票数の多い順に改選枠数の範囲で選出します。この場合、世話人として選出されるには、得票数が3票以上必要であるものとします。

(3) 監事

本ネットワークに監事を設置します。監事の定員は1名とし、任期は2年とします。**ただし、やむを得ない事情がある場合は1年の任期とすることを認めます。**監事は、5(2)に定める定期会合にて選出されるものとします。監事は以下の役割を担うものとします。

- ・ 本ネットワークの運営や会計が本規約に従い適正に行われているかどうかの監視
- ・ 監視内容の世話人への通知、および運営および会計に関するアドバイスの実施

(4) 事務局

本ネットワークはその事業を遂行するために事務局を設置します。事務局は構成員のうち NGO 会員 1 団体が担うものとし、必要に応じ、他の NGO 会員が事務局補佐として事務局の業務を分担することができることとします。また、構成員には、事務局、及び事務局補佐を担う NGO 会員が業務過多にならないよう、率先して事務局業務を分担することが望まれます。事務局の任期は 2 年とし、5 (2) に定める定期会合にて事務局を担う NGO 会員の更新もしくは選出を行うものとします。**ただし、やむを得ない事情がある場合は 1 年の任期とすることを認めます。**事務局は以下の役割を担うものとします。

- ・ 本ネットワークへの参加登録手続き
- ・ 運営に必要なメーリングリストの管理
- ・ 外務省をはじめとする共催者との連絡
- ・ 毎年開催される閣僚級会合への参加メンバー選定の調整、並びに参加に必要な諸手続きのサポート
- ・ 本会合に向けた各種事務作業
- ・ 本会合中、終了後の各種事務作業

(5) アドバイザー

世話人会は、本ネットワークが取り組む事業に関する知見や経験を有する関係者を「アドバイザー」に任命し、本ネットワークに関する助言を得ることができます。アドバイザーに関するその余の事項は、別途、世話人会にて定めます。

7. 規約の改定

規約の改定については、構成員の過半数を得て行うものとします。

以上

